

第 27 回 年金記録回復委員会 (H23.7.12) 議事録

1 日時： 平成 23 年 7 月 12 日 (火) 18:00~20:10

2 場所： 厚生労働省 9 階 省議室

3 出席者：

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、
廣瀬委員、三木委員

(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、石塚理事、喜入理事、中野理事、
松田審議役ほか

(厚生労働省) 大塚厚生労働副大臣 (途中退室)、榮畑年金局長、石井年金管理審議官ほか

4 議事録

(磯村委員長)

定刻より 30 秒ほど早いようですが、大塚副大臣がお見えですので第 27 回の年金記録回復委員会を始めたいと思います。大塚副大臣からごあいさつをよろしくお願いします。

(大塚厚生労働副大臣)

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今日は冒頭に関係者の皆さまにお礼を申し上げることがございます。5 月 10 日に年金事務所段階での早期の記録回復に向けて、包括的意見による記録回復について当委員会の意見を取りまとめでいただきました。これを受けて細川大臣から片山大臣に対して、総務省の年金記録確認第三者委員会からの包括的な意見について検討を依頼したところ、6 月 14 日に意見が作成された旨の回答を片山大臣からいただいたところです。昨年 8 月の社労士の皆さまのアンケートを契機として、その後の第三者委員会事務局の分析のおかげで、第三者委員会意見という形で新たな回復基準が作成されました。ご提言を寄せられた社労士の皆さま方、また、ご尽力いただいた第三者委員会および事務局の皆さまに、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。これを踏まえて、今後は年金機構に対して必要な対応を求めていくことにしますので、引き続き委員の皆さま方にもご協力、ご指導を賜りたいと思っています。

なお、コンピュータ記録と紙台帳の突合作業の今後の進め方については、まだ民主党で議論が行われていますので、本日のところは当委員会でもんでいただく段階には至っていません。そのことも併せて報告したいと思います。いずれにしても連日暑い中、今日もお集まりいただいたことに御礼申し上げて、冒頭のあいさつに代えさせていただきます。今日はこの後失礼しますがよろしくお願いします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。(ここで大塚副大臣は退室)

それでは議事に従いよろしくをお願いします。

(榎本年金記録回復室長)

資料1-1から順にご説明したいと思います。今、大塚副大臣から包括的意見の話についてご紹介がございましたが、具体的には資料1-1です。5月10日の当委員会において回復委員会としての包括的意見の案をつくっていただいたところです。それを踏まえて5月16日に、細川厚生労働大臣から片山総務大臣に対して第三者委員会としての意見をつくっていただきたいということをお願いしたところです。これを受けて6月に総務大臣より第三者委員会で調査審議をいただいたところ、6月4日付で2枚目以降にある意見案、意見を作成していただいたということで、1枚目にあるような通知を総務大臣から厚生労働大臣宛に頂戴したところです。これにより具体的な包括的意見が定まってきたということで、今後はこれを具体的に動かしていく段階に移っていくというように考えているところです。

実はこれを作るに当たり、第三者委員会でもいろいろと議論がされたということです。資料1-2ですが、回復委員会の意見案と、第三者委員会で取りまとめた意見の間に若干相違点があるということで資料をまとめていただきました。年金記録確認中央第三者委員会の事務室からご紹介いただきます。

(総務省年金記録確認中央第三者委員会事務室)

年金記録確認中央第三者委員会の事務室の首席主任調査員の柳樂です。よろしく申し上げます。資料1-2に掲げているのは、年金記録回復委員会におけるイメージという案と、私どもが6月に出した第三者委員会の意見との相違点についてまとめた表です。ここに書いてある点以外については、基本的には回復要件の中身は回復委員会のイメージと同じということです。相違している点のみを表1に掲げています。

1点目の賞与事案についてということです。回復委員会では基になった社労士アンケートでの指摘の内容が賞与の届出漏れ事案に関する指摘だということで、届出漏れ事案というタイトルで項目をまとめられたということだと思っています。第三者委員会の方では賞与事案について、狭い意味での届出漏れ以外に、遅れて届出が出された場合も含めて賞与に係る事案全体について分析した結果、要件をまとめているということです。そういう意味で賞与の届出漏れに限定せず、賞与に係る申立事案という対象にしています。ただ、回復委員会でまとめられた案も、狭い意味での届出漏れに限定する意味で作られたのではないと思っています。実質的にはここは変わりがない点ではないかと思っています。

次に、申し立てに関する資料を、ある一般事案についてということで2つ掲げています。1つは申立期間の一部期間だけ資料がある場合の取り扱いについて、回復委員会の方では

申立期間の一部期間についてだけ給与明細書等の資料がある場合についても一定の基準を設けて、包括的意見による記録回復の対象にするという案がまとめられていました。第三者委員会の方でもそれを踏まえて検討したわけですが、実際に第三者委員会の方で基準を作ろうとすると、事実を背景にして基準をまとめていかなければいけないということがあります。給与申立期間の一部についてだけ給与明細等の資料がある場合についての調査をして、その分析結果に基づいてものを考えていくことになるわけです。給与明細書等の資料が一部だけある場合というもののデータを集めるためには、1個1個の事案のあっせん分、あるいは個票と呼ばれる私どもが審議のために要点をまとめているペーパーのようなものを見るだけではなくて、1つ1つの判断のバックになった資料まで踏まえて、そこまで戻って1件1件確認しなければそういう分析はできないという現実に突き当たりました。そうすると極めて長い時間と多大な作業を要することになります。なかなか一定の期間、数か月ぐらいの期間で資料の分析結果がまとまるかどうかは自信がないというか、かなり難しいという事実が分かりました。第三者委員会としては確実な資料に基づいた判断というか意見だけを述べるという、比較的あやふやなことを言わずに、硬い内容で意見を出そうという意見になりました。結果的には、一部期間だけ資料がある場合について、今回は分析ができていないということが理由で対象から外しました。申立期間の全期間について給与明細書等の資料が揃っている場合に限るという内容になりました。これが2点目です。

同じく一般事案について、申立期間の当時、厚年被保険者とならないものであることが明確に確認できる場合を除外要件というように回復委員会ではイメージをまとめられているわけです。第三者委員会では、あやふやな場合について、厚生年金被保険者とならない可能性がある場合は、どちらかといえば安全を期するために包括的意見による記録回復の対象とはせずに、第三者委員会に回した上で詳細に見て判断した方が安全、安心なのではないかという議論になりました。そこで、第三者委員会の意見としては、制度上厚生年金被保険者となる者である可能性が確認できる場合については第三者委員会に回すという案になったというのが3点目です。

2ページ目の最後の点です。転勤あるいは賞与事案について、包括的意見によって年金事務所段階での記録回復の対象にしているわけです。記録回復の対象、あるいは過去にあっせんによって対象となった転勤、あるいは賞与事案と同じ事業所に勤めていた同僚で未申し立ての方々についてどうするかという点について、回復委員会の案では、新しい包括的意見に基づいて年金事務所段階での記録回復の対象となるの方々に対して、申し立ての勧奨を行うという内容でイメージをまとめられました。それについて第三者委員会でご議論をいただきましたが、その内容はその通りだとして、記録訂正の必要があるかどうかはただちに確認できない、具体的には事業所が既につぶれている、全喪している、あるいは事業所はあるがその当時の記録がなくて、そのときに勤めていた、賞与を支給した、あるいは転勤をした従業員であるかどうかを確認できない場合についても、その対象者である同僚に対して、自分の記録が本当に正しいかどうかを確認する機会を与えるという意味で、

情報を伝えてはどうかという意見が出ました。記録回復の対象となるものに対しては、申し立ての勧奨という内容、同じ内容になっていますが、ただちに確認できないものについて「お知らせ」を送って記録の確認と年金事務所への相談を促すことにしてはどうかという意見になったというのが相違点の4点目です。内容の相違点は以上です。

3ページ目、4ページ目には、回復委員会でまとめられたイメージには記載されているが、第三者委員会の包括的意見には記載されていない事項を並べています。それは各項目について要件そのものを規定する内容ではなく、要件に該当していることをどのような手順や方法で確認するかという事項に関する記述であると考えます。それについては第三者委員会で手順や確認方法までこのようにするべきだという規定を置くのではなく、厚生労働省あるいは日本年金機構サイトで適切に考えていただく内容だという判断で、このような内容について第三者委員会の意見の中には書いていないことになっています。相違点は以上です。

(榎本年金記録回復室長)

ありがとうございました。

続いて資料1-3です。今回第三者委員会の包括的意見という形でまとめられましたので、これが今後の新しい回復基準という位置付けになってくると考えています。これを踏まえて資料1-3にあるように、今後厚生労働大臣から機構の理事長あてに包括的意見を踏まえた記録回復についてということで通知を出して、今後の対応をお願いしたいと考えています。具体的には記の1番目ですが、今回の包括的意見を踏まえて業務実施要領を、この委員会の助言を求めながら速やかに作成していただき、年金局と協議した上で年金事務所に周知するという。2番目ですが、実際の申立事案を整理するに当たって、この業務実施要領に則って適正に記録訂正の可否を判断するという。3番目は、記録訂正を速やかに進めることになると、従業員の記録確認を促すことが事業所側にも求められるであろうということで、事業主、事業所の担当者の理解と協力が非常に重要になります。そういう意味で年金局と協力しながら、この趣旨、内容を十分周知徹底していきたいということです。

前のページの本文に戻りますが、先般第三者委員会から6月4日に報告書が出されています。その中で、第三者委員会設置後も新しい厚生年金の記録に関しての申し立てが生じているというご指摘がありました。新たな年金記録の誤りの発生防止のための必要な措置の検討をお願いしたいと考えています。

資料1-4はおさらいな話になります。今回の包括的意見によってどういう中身が予定されているかをイメージ図でまとめたものです。2ページをご覧ください。同じ企業の中で、転勤などで1か月間以内のブランクがあるというケースです。この図では、甲というある会社の支店で働いていて厚生年金に加入していたが、記録の上では点線の方になりますが、ブランクが空いた上で乙という子会社で厚生年金に加入したという記録になって

いたということです。この点線と実線の間が空白になっていて、実際には単なる転勤なのに加入期間が1か月空いていると。これは事業主の方もミスを認めて、その分保険料を納めると言っている。その方について見ると、実際に勤務実態があって保険料を納めているというケースです。このような場合には包括的意見での回復対象になるということです。

2番目は賞与の届出漏れ事案というケースです。この図では、平成15年4月以降、賞与についても標準報酬月額と同様の形で保険料率を掛けて保険料をご負担いただくという形になっています。ところがある時の賞与について、実際に働いていたので保険料が天引きされていたことは分かりますが、事業主が届出を忘れていたために、その賞与からの納付記録が漏れているケースがあったということです。このようなものについては今後包括的意見の中で回復の対象になってくるということです。

3ページの3番です。これは事業所が新規適用される以前に給与から保険料を天引きしていたが、記録上はそれが漏れていたというケースです。制度的には昭和63年4月以降に法人であれば、基本的に適用事業所ということになるわけですが、実際に事業所が適用を受けるためには事業所の新規適用の届出が必要になってきます。その届出がなされてから年金記録の上では加入期間が実際に出てきていた。ところが新規適用の届出が出る前の期間も勤務実態があって、給与から保険料の天引きをしていた実態があるのに記録が漏れていたケースです。このようなものについても今回の包括的意見による回復の対象にするということです。

4番目は一般的な回復事案のイメージです。これはいろいろなケースがありますが、例えば、Wさんは実際に事業所で働いて給与からも保険料が天引きされていたにもかかわらず、記録が全く抜け落ちているケース。Xさんのように入社直後の一定の期間が漏れているケース。Yさんのように退職直前で被保険者期間がなくなっているケース。Zさんのように中途の期間で抜けているような中抜けのケース。このようなケースについても、勤務実績があって給与から保険料が天引きされていることが確認できれば回復の対象になると考えるものです。

4ページの5番です。これは先ほど総務省第三者委員会事務室から話がありましたが、同じ企業の中で転勤の記録漏れ、あるいは賞与の届出誤りというケースで、ある従業員についてはそういうケースが分かった。他にも同じようなケースの方がいるのではないかと同僚事案のケースを整理しているものです。このようなケースについては、例えばこの図で、Gさんがある事業所で転勤の期間に記録漏れがあったということになると、同じ事業所の中で同じ期間に同じように転勤をしたHさん、Jさん、Kさん、Lさんという方がいる。そのような方々についても、同じ事業所で実際に勤務実態があって、保険料が給与から天引きされているのであれば、こういう方も回復の対象になるということで整理していく考えです。具体的な手順は上の方に四角で書いております。機構ではGさんのようなケースを基礎事案といますが、いわば種となるケースの方と同時期に同じ事業所に在

籍して記録が同じような誤りをしている方々の一覧表を機構でシステム抽出して、事業主の確認を取った上で同僚リストを作って、同じような状況にある同僚の方々に対して、年金事務所から記録回復できる可能性があることをお知らせしていくということです。

これは年金事務所でリストを作るという整理ですが、事業主の方からも自発的に同じようなミスをしたケースがあるということを申し出ていただければ、そういったものについても回復できる可能性があることを、年金事務所からお知らせしていくことを考えております。

最初のページに戻りますが、このような記録回復の処理事案は具体的にどれぐらいのケースがあるのかということで、第三者委員会からいただいた数字が1ページの下4)の表の中にあります。例えば賞与に係る事案で、平成19年の7月から22年12月までの実績を見ると、5,897件のあっせんをいただいている状況です。転勤に係る事案については1か月空白で、かつ取得日相違・喪失日相違が5,082件です。実績としては、今回の回復基準の対象として考えられるケースはこれらの4割程度の2,000件程度ということですので、今回この基準ができれば同程度の割合で救済の対象になるということです。イメージとしては大体そのようなつかみで今回の包括的意見についてご理解いただければ幸いです。

このようなケースについて具体的には資料1-5で、具体的な取り扱いを各年金事務所にも周知するために現在機構で検討を進めているところです。内容については検討会で何回かご議論いただいたところですが、さらに機構でもブラッシュアップしたいということです。取りあえず今の段階の案ということでお示ししているものです。

先ほどの通知で、事業主あるいは事業所サイドに、いろいろなルートを通じて記録回復に向けて包括的意見を周知することを考えているものです。資料1-6という形で呼びかけの案を機構でまとめましたので、井上事業企画部長からご説明します。

(井上日本年金機構事業企画部長)

資料1-6に沿って、包括的意見に基づく記録回復に係る呼びかけの案についてご説明します。包括的意見に基づく記録回復を進めていくためには、ご本人に記録確認の呼びかけをすることと併せて、事業主に対して該当する事例があったら申し出るように呼びかけを行うことで、より迅速に記録回復を行うことができると考えています。このペーパーにあるようなさまざまな形で呼びかけを行う方向で、現場の意見も聞きながら詳細について検討していきたいと考えています。

マル1は呼びかけの方法の案です。事業主宛に毎月送付している納入告知書の中にチラシを入れて、その中で呼びかけていくと。内容としては、主として事業主への確認の依頼、また、従業員自身で確認することを呼びかけることの依頼です。また、日本経団連、経済同友会、日本商工会議所などの経済団体に対して参加企業への周知の依頼を行うこと。全国社会保険労務士会連合会に対して周知をお願いすること。職域型年金委員を通じて事業

主や従業員に呼びかけること。厚生年金基金の設立事業主に対して基金を通じた周知をお願いすること。その他ホームページなどにおいて一般広報を行うことで回復基準の周知を行う。また、ねんきんネットを活用したご自身での記録確認を呼びかけるということを考えています。このような取り組みについては厚生労働省と日本年金機構の両者が連携して行うことが重要だと思っています。このペーパーもそういうことで厚生労働省と日本年金機構の連名の形で取りまとめています。

その下の注のところです。過去の記録の誤りについて確認をいただくことと併せて、将来に向けて同じような届出の誤りや、届出の漏れによって記録の誤りが生じてしまうことの再発防止をするという観点も重要だと考えています。呼びかけを行う際には、将来に向けた適切な賞与の届出や月末得喪時の届出についての周知も併せて行いたいと考えています。

さらに再発防止の観点から2つのことを考えています。本日のペーパーには記述していませんが2つのことを考えています。事業主は一般には紙媒体でさまざまな届出を年金事務所に提出しているわけですが、フロッピーディスクなどの電磁媒体で提出できる仕組みがあるので、電磁媒体による届出の利用促進を図っていくという呼びかけをしていきたい。これも事業主側のミスを防止することにつながると考えているわけです。

もう一つは、1つの企業に2つ以上の事業所がある場合に、原則として事業所ごとに今は適用するのがルールなわけですが、これらを1つの適用事業所という形で一括して適用する仕組み、いわゆる一括適用制度の利用促進を図っていく。これも転勤のときの届出誤りなどを防止することにもつながってくると考えています。このような一括適用の促進も併せて図っていきたいと思っています。このように事業主側のミスの防止につなげていきたいと考えています。これらの具体的な案、具体策についてはシステム面の準備なども必要なので、9月ないしは10月の回復委員会でお示したいと考えています。

ペーパーのマル2の実施時期ですが、呼びかけの実施時期については、本人からの申し立てへの対応や事業主本人からの相談への対応等の体制を整えた後に実施するというところで、10月以降を目途に取り組んでいきたいと考えています。その下の参考ですが、過去にねんきん特別便について事業主を通じて配布したり、回収したりということでご協力をいただいたことがあります。その際にもさまざまな呼びかけをしまして、そのときの対応も参考にして今回の呼びかけ案をまとめたところですので、参考までにご覧いただければと思います。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。たくさんの資料をいっぺんにご覧いただくことになりましたが、何かご意見やご質問はございますか。どうぞ。

(廣瀬委員)

資料 1－4 の 2 ページと 3 ページです。左の 1、同一企業グループ内の転勤の件、それから、加入記録の前から実際に加入したこと云々、その下の 4 も同じことで、全て「このようなケースが昭和 61 年 4 月以降にあれば 3 号被保険者である配偶者は 1 号未納になる」という文言が入っていますが、それぞれ本人の記録が回復すると、3 号被保険者の場合は特例で自分が申し出れば、その部分も 3 号になるということになりませんか。

(磯村委員長)

どうぞ、どちらですか。

(廣瀬委員)

要するに 3 号被保険者である配偶者は 1 号未納になるという文言が入っています。ところが被保険者の記録が復活して 2 号になれば、この人は 1 号未納ではなく特例 3 号という方法がありますから 3 号になるのではないですか。

(榎本年金記録回復室長)

ここのペーパーの趣旨は先生がおっしゃられるように、もしこれが放置されているところの方は本来未納になってしまうケースです。これが回復されることになれば、配偶者については特例 3 号の対応になるというご理解で結構です。

(廣瀬委員)

その件をここに文言で、2 号の人だけが回復するのではなく 3 号がセットですから、それも回復するというを入れておくべきだと感じますが、違いますか。

(榎本年金記録回復室長)

これを今後 P R 版などに使用する際に、そのような点についても留意した方がいいというご指摘だと思いますので、そのように心掛けていきたいと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。梅村先生どうぞ。

(梅村委員)

機構へのお願いです。資料 1－6 について補足の説明で、電磁媒体の利用促進を図りたいと言われました。私は電磁媒体の最初のときの講師を務めたり、20 年 3 月の各事業所への呼びかけのときの講師も務めました。電磁媒体は今の状態では使いにくい、だから普及しないのだと捉えており、10 月までにどこまでできるかは難しいと思います。それぞれ利用している先というのは、大きいところはそれなりに専門職を持っていて使えています

が、小さいところほど使いにくい状態になっています。各事業所の実態を年金事務所で掴んで、改善案等の要望を取りまとめた上で普及というか簡便化を図るということをお願いしたいと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(松田日本年金機構審議役)

電子媒体についてのご意見ですが、今電子媒体についてはFDを中心に行っています。利用者からすれば非常に使い勝手が悪いとか、我々のPRの仕方というか、ホームページなどもそうですが、分かりにくい説明というご指摘もありますのでその辺を改善する。現場の意見をどう取るかというのはありますが、社労士会などにも相談しながら改善すべき点があれば改善して分かりやすい説明をしながら、このような形での呼びかけもしていきたいと考えています。

(梅村委員)

FD、MOは入手困難な状態になっていますが、その辺についての今後の改善策も既に検討されていると思いますが、少し付言していただければと思います。

(松田日本年金機構審議役)

ご指摘の通り、今の電子媒体は磁気媒体であるFDとMOに限っていますが、FDについては製造していない状況にあります。媒体をCD、DVDに拡大すべく今作業を進めています。今年の12月から拡大できる予定で作業を進めているところです。

(磯村委員長)

どうぞ。

(金田委員)

今政府は電子申請を進めていますが、それを磁気媒体という昔ながらの方式で今後も進めていくという根拠について説明いただければありがたいです。国がe-Gov対応で電子申請を政府として行っていこうという状況の中で、磁気媒体の促進を図っていくことの関連性をお願いできればと思います。

(松田日本年金機構審議役)

ご指摘の通り、政府全体とするとオンライン申請の利用拡大ということで、計画を作って具体的に目標値に向けての取り組みを進めています。ここでの電子申請という意味は、

内部的な処理が電子的に行うものも含んだ形になっていますので、私どもとしてはまず電子媒体による利用の促進も進めていきたいと考えています。これが1点です。

もう一点は、現実問題として電子申請の利用がなかなか進んでいない状況にあります。実際に本人確認をするための電子認証の仕組みにコストが掛かって煩瑣であることも理由になっています。実態とすればなかなか進んでいない状況にありますので、そういう意味でも、まずは電子媒体による提出を進めていくことが必要ではないかと考えています。

(金田委員)

もう一点だけです。磁気媒体をやっているが故に電子申請が進んでいかないという反対の論理ではないかと感じます。将来展望として、電子申請が主流になっていくことは分かっているわけですから、そこで認証のお金が掛かる云々ということで磁気媒体を率先して進めていくことは、逆にそれが遅れていくのではないかと思います。

(松田日本年金機構審議役)

確かに選択が可能な手法になっていますので、そういう面がないことはないかもしれませんが、現実の利用の状況を見ると、電子媒体を進めているから電子申請の利用ができていないという実態には必ずしもないと理解しています。そういう意味でも電子申請というのは社会保険に限らず、他も進んでいない実態が結構あると思います。そういうものも踏まえて業務の効率化もできますし、事業主にとってもメリットがある電子媒体の申請をまずは進めることが必要ではないかと考えています。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(金田委員)

今日のところは議論はこの辺で。

(磯村委員長)

今の話は8月にはできないかもしれませんが、9月の回復委員会までには少し粗ごなしの実務検討も含めて、微に入り細に穿ってやろうかと準備をしていると聞いています。そのときにでもご発言をいただきますようによろしくお願いします。機構はそのようなことを考えているという理解でよろしいですか。

(松田日本年金機構審議役)

今回は取りあえず包括的基準の呼びかけの関係で、電子申請についても事業主にいろいろPRする必要があるということで、電子申請の取り扱いについても整理したいと考えて

います。

(磯村委員長)

これは私の個人的な感じですが、政府の行っている e-Gov は、聞くところによるとあまり評判がよくないようですな。改めてゆっくり議論をしたいと思います。他に何かよろしいですか。

今回の包括的意見に基づく記録回復については、先ほども大塚副大臣から謝意が述べられていますが、金田委員をはじめとする社会保険労務士会の皆さん方のたくさんの材料を元にここまでできたようなわけで、ちょうど1年掛かりました。第三者委員会の事務室の皆さんにも根気の要る作業をしていただいたことを改めてお礼申し上げます。労務士会の皆さん方には金田委員からよろしくお伝えください。包括的意見の部分はこの程度にして次へいきます。

(榎本年金記録回復室長)

資料2-1です。これも社労士アンケートの中でご提案のあったもので、これまで2月17日にも回復基準案ということでご相談した件です。今回は国民年金関係の部分について通知案という形でお示しているものです。内容的には既にご議論いただいたものですので詳細な説明は省略します。具体的には2ページ上の(1)預かり証のある申し立て、(2)過年度納付が可能な期間に係る申し立て、(3)同居親族の国民年金保険料が納付済みである場合の申し立ての3つについて、通知として、回復基準をお示ししたいというものです。今は取りあえず通知の案ですが、ご了承いただければこのような形で通知を出したいと考えております。要件などについては、これまで第三者委員会のご意見、回復委員会の先生方のご意見を踏まえて作成したものを整理したものですので、内容的に変わったものではありません。

資料2-2ではこのようなものを踏まえて、機構で今後清書した形で年金事務所宛に出してもらいますが、具体的取り扱いの案を整理していただいているものです。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。国民年金の関係はいかがですか。前回の回復委員会から2回にわたって実務的な粗ごなしをした結果です。何かご意見がありましたら。よろしいですか。では次へいきます。

(榎本年金記録回復室長)

資料3-1、3-2です。これも社労士アンケートでご提案をいただいた中で、厚生年金関係で残っていたものです。第三者委員会にご尽力をいただいて、これまでのあっせん事案、非あっせん事案をベースにサンプル調査をした結果を取りまとめたいただいたもの

です。ご説明をお願いします。

(総務省年金記録確認第三者委員会事務局)

第三者委員会事務局からご説明します。今、年金局から説明がありましたように、社労士アンケートで指摘のあった記録回復基準の種のようなものを昨年11月18日の回復委員会でまとめられました。その内容で国民年金の関係、包括的意見の関係、厚生年金本法の関係と3つがあったわけです。国民年金の関係は案としてまとまっていますし、包括的意見についても審議の結果まとまったもので、特例法ではなく厚生年金本法の関係で検討課題として残っていた2つの分析結果です。

順次2つをご説明します。まず資料3-1です。不適正な遡及訂正処理に関する事案について下に3条件と列挙されています。標報月額を引き下げと同日、あるいは翌日に資格喪失の処理が行われて、かつ5等級以上、かつ6か月以上遡及して引き下げられているという3条件に該当するものについては、既に回復基準が社会保険庁の時代に設けられていました。ただ、その2条件に該当するものについても、社会保険庁で6.9万件を対象にしたサンプル調査をした際に、2条件のみ該当のものについても本人に確認すると事実と違うというのが10%以上ありました。それで社労士アンケートの中でも3条件のうち2条件に該当する事案について回復基準が検討できるのではないかと指摘があり、それを踏まえて第三者委員会における審議事案の調査および分析を行ったものです。

調査の対象および調査方法ですが、不適正な遡及訂正を行った事案についてあっせんになったものについては全件リストを作っています、対象がはっきりしています。あっせんされた事案については、分かっている不適正遡及訂正事案のリストの中から2要件に該当するものを抽出して調べたという手法を取っています。

2要件に該当するが訂正不要のものについては、あっせんになったもののようなリストがありませんので、これは別の方法で、これまでの全ての訂正不要の事案の中から、「遡及」あるいは「さかのぼって」という、遡及訂正をうかがわせるようなキーワードを植えた上で、抽出していく作業で絞り込んでいったということです。同じグループの中から、あっせんの場合も非あっせんの場合も選び出していくというのが通常の手順ですが、遡及訂正であっせんされた事案についてはリストがあるということで、少し変則的な調査方法を取っているという点を申し上げたいと思います。

調査の対象としては資料3-1、1ページ目の右側に図があります。先ほど申したように3条件に該当するものの回復基準は既にありますので、2条件該当というのは3条件に該当するもの以外のものになります。それから、全喪後に遡及訂正したものについては、3条件該当とは別に、全喪後の遡及訂正事案という別の回復基準が既に作成されて動いています。全喪後のものについては、3条件該当という回復基準によるフィルターと、全喪後の回復基準というフィルターと二重のフィルターをくぐり抜けたものが第三者委員会に回ってくる形になっています。全喪前と全喪後のもので第三者委員会に送付されてくる事

案の中身の性質がだいぶ違っているという事実があります。そこで以下私どもの分析では、2条件該当のものを全喪前のものと全喪後のものに分けて調査分析を行っているわけです。

少し先走りますが、全喪後のものについて後で説明しますが、新たな基準を作成することは難しい、必要性がないという判断になっています。結果的には、全喪前のものについて新たな記録回復基準についての示唆をこのペーパーでは行っているという内容です。

2ページ目の上に調査対象事案についてということで数が整理してあります。実数でいうと、標準報酬相違事案の遡及訂正事案は全体で2,500件程度あるということです。このうち今回の調査では2,500件を全部悉皆的に見ていると、調査分析に非常に時間がかかりますので、平成22年6月から22年12月末までの6か月間に、あっせん、あるいは訂正不要になったものを抜き出して内容の詳細の分析を行っています。大雑把に言うと、8分の1のサンプリング調査のような形に結果的にはなっているということです。実数で言うと、全喪前についてはあっせんが204件、訂正不要は59件、全喪後のものについてはあっせんが118件、訂正不要が9件で、全喪前と全喪後のもので性質が違っているのではないかという点も、あっせんとならぬあっせんの比率がだいぶ違う点で頷けるのではないかと思っています。

以下は調査結果ですが、2ページ目のⅢです。3要件のうち2要件に該当するものほどのようなものが引っ掛かってきたかというのがこの表の中身です。右のベン図で、D、E、F、2つが交わっている部分。中心部分は3要件該当になってしまいますのでそこは除外します。2つの円が交わっているもの、D、E、Fが2要件該当ということになります。下の表で薄いグレーの網掛けの部分が2要件該当という部分になります。全喪前であっせんされたものは、D、E、Fはありません。全てE、すなわち条件2と条件3、つまり5等級以上、6か月以上遡及して訂正されたものばかりという結果です。訂正不要の側を見ても、全喪前の場合と同じくEです。条件2と条件3の2つを満たすものが41件で、条件1と条件3、同日あるいは翌日資格喪失で6か月以上遡及というのが2件で、圧倒的 대부분は条件2と条件3、5等級以上、6か月以上遡及したものであるというのが第三者委員会に回ってきて判断されたものの中身です。全喪後のものについてはそういう偏りはありませんで、あっせんの場合もD、E、Fがそれぞれ存在していますし、訂正不要の場合もF以外については存在しているという内容になっています。

先ほど申したように、まず全喪前、全喪後と大きく2つに分けたうちの全喪前の事案についての分析です。あっせんされたものがどのような事情を持っていたか、どのような判断理由であっせんされていったかという背景を見ているものです。3ページの2の(1)の冒頭に書いてありますが、全喪前の遡及訂正されたものであっせんされたものは160件あります。この分析に当たり、1つの着眼点として、訂正そのものがおかしかった、おかしい訂正をしたということ。きちんと言い直せば、案に書いてありますように、給与明細書あるいは賃金台帳などから訂正前の記録の方が正しい記録であるという旨の確認ができ

た、あるいはその他の情報から推認ができた場合を抜き出します。これに該当するものは、アの表の右に少し太い字で囲んでいる部分がありますが、期間全部について資料がある場合、一部についてある場合とありますが、足して66件については訂正前の記録が事実即した記録であることが確認できたという事案です。

もう一つの観点として、記録の内容ではなくて訂正行為自体が怪しげな訂正行為ではなかったかという観点からです。1つはイに書いてありますように、申立人と同じ日に同僚が何人も同時に遡及訂正されている事情がなかったかという点です。これを調べると、網掛けのEについては、160件中159件は申立人以外にも1人以上同僚が同じ日に遡及訂正されている事実があったという結果になっています。

4ページ目ですが、怪しげな訂正である背景事情として、事業所が申立期間の当時、保険料を滞納していた事実がある、あるいは推認できる場合です。これについても網掛けのEの欄の右端にあります。あっせん160件中158件について第三者委員会で、資料あるいは供述などから保険料を当時滞納していた事実が確認または推認できているという分析結果です。

今言った3つの着眼点についてクロスでまとめたのがエの表です。訂正前の記録の方が正しいという背景資料があるということ、申立人と同じ日に同僚も何人かが遡及訂正されている、かつ、その事業所は当時保険料を滞納していたという、3つとも満たすものが160件中63件。3つのうちアに該当する、訂正前の記録の方が正しいという資料はなかったがその他の2つ、同じ日に同僚も遡及訂正をされ、保険料を当時事業所が滞納していた事実もあるというものが92件で、この2つがほぼ全てを埋め尽くしているという内容でした。

以上から何か基準的なものを引き出そうとするとどのような内容になるかという点が、4ページ目の一番下にあっせん事案の小括としてまとめているものです。今の3つとも全てを満たしている場合を対象にしてはどうかと。つまり、訂正前の記録が事実即した正しい記録であるという資料があり、かつ、不適正な遡及訂正を行ったことが推測されるような周辺事情、つまり同僚も同じ日に遡及訂正をされ、かつ、当時事業所が滞納していたという、全てを合わせ有する場合を対象とすることが一応考えられるのではないかとというのが、あっせん側の分析からの1つの結論です。

非あっせんの側、訂正不要になった側の分析を5ページ目以下で行っています。全喪前に遡及訂正された事案で、訂正不要という判断が第三者委員会で行われたものが43件あるということです。その関連資料や供述等の状況を5ページから7ページまでの表にまとめています。43件の非あっせん事案の状況は、7ページ目の表の下の「訂正不要事案の小括」というところで簡単にまとめています。2要件該当43件のうち40件については、信義則と呼んでいますが、申立人がその会社の事業主あるいは役員で自ら遡及訂正に関与していたか、あるいは遡及訂正が行われていたことを当時知っていた場合で、記録回復するに値しないという場合が43件中40件です。残りの3件については、関連資料供述などから総合的に判断して訂正不要になっているわけですが、先ほど積極的な要件としてア、イ、ウ

の3つを説明しました。これら3件はいずれも積極要件を満たしていない事案で、1件については訂正前の記録の方が正しいという確認ができる資料が何もなかったという事案。残り2件については、申立人と同じ日に遡及訂正処理をされた同僚がいない、かつ、その事業所が当時保険料を滞納していた事情も見当たらないという事案でした。以上が訂正不要側から見た分析の中身です。

これらを踏まえて新たな記録回復基準をまとめていくと、どういう形になるかということで作ったのが8ページに書いてあるものです。3条件のうち実際に事案として出てきたのが、条件2と条件3に該当するものだけだったので、条件2と条件3の2つの条件に該当するというもので、以下ア、イ、ウの全てに該当する事案というように3つ並べています。ア、イ、ウは先ほど申し上げたあっせん事案の分析から出てきた項目と基本的な考え方は同じです。ただ、先ほどの内容は第三者委員会で行っている内容ですが、それと全く同じことを年金事務所段階で行うのは無理な面があります。第三者委員会では正しい記録であるという旨を確認あるいは推認できる場合ということで、アについてはさまざまな資料を集めて、あるいは供述などから認めていっているわけです。年金事務所で行う場合には、もう少し客観的な判断ができるものでなければいけませんし、容易に入手できる資料でなければいけないということです。ここのアでは、賃金台帳または給与明細書等の資料あるいは年金事務所が保管する届書などから、申立期間の報酬月額が訂正前の標準報酬月額の記録と一致することが認められるような事案という内容に変えています。イは先ほどと同じで、同僚が1人以上申立人と同じ日に遡及訂正処理をされていると。ウについては、滞納の事実については第三者委員会では供述も含めて確認あるいは推認していくわけですが、事務所段階でそこまでするのは時間もかかってしまうということで、ここの案では年金事務所が保管する滞納処分票、不納欠損決議書等の資料から、要は年金機構が保有している資料から、申立期間当時に保険料を滞納していたことが確認できる事案に限ることになると考えています。

それに加えて除外要件として、先ほどの非あっせん事案の分析の結果から、1つ目のマルは先ほど申した信義則に該当することで対象から除かれる場合と。2つ目は、これまでの記録回復基準にも常に付けていますが、既に第三者委員会において訂正が不要である旨の決定が行われているものの再申し立てである場合。事実は何となく分かるが、明確な資格喪失日をいつにすればいいかということが認定しづらい場合については第三者委員会に回す。これも従来からそのような内容になっています。以上が私どもで行った分析結果から一応想定される回復基準の中身ということです。これに基づいて記録回復基準をつくった場合に、どの程度が対象になるのかというのが次の(4)で書いているものです。

2要件該当が160件あっせんされた実績があるわけですが、今の要件に該当するものは16件で、歩留まり率は10%程度になります。

先ほど出てきたように、記録回復基準案のアに出てくる資料のうち、年金事務所段階では必ずしも容易に集められない同僚の給与明細、あるいは健保組合の記録などを踏まえて

あっせんしたものは16件には含めずにカウントをしているということです。以上が全喪前の事案の分析結果です。

最後に先ほど冒頭で少し申しましたが、9ページ、10ページです。全喪後のものの分析結果を書いています。全喪後に遡及訂正されたもので、あっせんされたものは全部で91件あるわけですが、既に全喪後の遡及訂正については記録回復基準が現存しているので、さらに2要件該当に関する記録回復基準を作ることになると、今の記録回復基準では対象にならなかった、要するに外れたものが対象になるということです。今の記録回復基準の対象にならなかったものが、どういう理由で対象にならずに第三者委員会に回ってきてあっせんになったのかというのを見てみる必要があると考えました。それを見たのが9ページの下のアの表です。あっせん事案91件が第三者委員会に回ってきて審議した結果、あっせんになっているわけですが、今の記録回復基準の対象にはならなかった背景は何かということです。役員あるいは事業主であったということが19件、資料がないものということで記録回復基準に該当しないものが59件、資料はあるが定型的な認定が行えないということで回ってきたのが6件等々となっています。

これをまとめたものが10ページ目の冒頭にあります。全喪後のあっせん事案91件の中身です。役員であるものが19件ですが、これはもともと信義則に該当するもので第三者委員会に転送することになっています。先ほどの全喪前の回復基準案についても役員である場合は除外要件になっていますので、これはいずれにしろ対象にならないと思います。次の記録回復基準に該当しないもの59件ですが、59件とも資料がない事案で、第三者委員会で周辺事情を含めた総合判断を行ってあっせんに持っていったという内容です。これはどういう記録回復基準の作り方をしてもこういうものを対象にすることは難しいと考えています。

3番目の定型的な認定が行われないものが6件。資料はあるが年金事務所段階では記録回復が困難で、なかなか判断が難しいということで第三者委員会に回ってきているという背景があるということです。このようなものについて客観的な要件で基準をつくっていくのも難しいのではないかとということです。結果的に10ページの一番下ですが、全喪後の事案については新たな記録回復基準を作成したところで、いずれにしても第三者委員会に先ほど説明したような事情で転送されることになるだろうと思われる内容です。全喪後の事案については新たな記録回復基準の作成はなかなか難しいのではないかとというのが分析結果です。資料3-1については以上です。

資料3-2です。記録回復基準の提案の2つ目は軍歴証明書がある事案に関する調査結果です。これも社労士アンケートの中で、事業所が在籍を認めて、陸海軍に徴集、召集されていたことが軍歴証明書で確認できる申立事案について記録回復基準がつけられるのではないかと提案があったことを踏まえて内容の分析をしたものです。これは少し背景を説明しなければ、何を作ろうとしているのか分かりづらい面があると思います。

1ページ目の1の中に背景を少し書いています。旧厚生年金保険法といいましても、基

礎年金制度ができる前の厚年法という意味ではなく戦前の厚生年金保険法、労働者年金保険法を受けてつくられた戦前の厚生年金保険法です。昭和19年10月から22年5月までの期間に、当時の厚生年金の被保険者が陸海軍に徴集または召集された。徴集というのは20歳になって徴兵検査に合格して軍隊に入営した方、召集というのはいわゆる赤紙などによって召集令状という形で軍隊に入営した方という意味です。陸海軍に徴集または召集された期間については、被保険者も事業主も保険料を全額免除して被保険者期間にすることが法律で定められています。

このような事案については、第三者委員会では2点の確認を行いました。1つは軍歴証明書などで徴集あるいは召集された期間を確認すること、もう一点は厚生年金適用事業所にその当時在籍していたという、厚年適用事業所への在籍の事実を確認することです。その2点の確認されている場合には、被保険者の届出がなくても、保険料は当然時効消滅していますが、当時保険料の控除を必要としない制度にしていたことを踏まえると、他に共济に加入していたという事情がない場合には被保険者期間にすべきなので、特例法ではなくて厚生年金保険法本法に基づいて記録訂正をあっせんするという現状の取り扱いです。このようなことを踏まえて、社労士アンケートで社労士の方は、そうであれば年金機構の段階でより迅速に処理できるという観点から指摘をされたと理解しています。

軍歴証明書があるような事案について分析をしています。これは先ほどと違いまして、一部の抜き出し調査ではなく、私どものシステム等を使い、全数を抜き出したものです。あっせんが59件、訂正不要が43件、全部で102件という結果です。以下調査結果について書いてあります。あっせん事案は59件ですが、当時の厚生年金保険法が55件、当時の船員保険法が4件というのが59件の中身です。

時間の都合もありますので分析結果に移ります。2ページ目から3ページ目にあっせん事案の判断内容についての分析を書いています。この調査では軍歴証明書がある事案についての分析を行っています。先ほど申し上げた2つの確認点、軍にいつからいつまで徴集、召集されていたかという点と、厚生年金適用事業所にいつからいつまで在籍したのかという2点のうちの1点目については、軍歴証明書で既に分かるというのが話の前提になっています。もう一点の当時の厚生年金法適用事業所にいつからいつまで在籍したことが分かるかどうか、どのようにしたら分かるかという点が分析の対象になるわけです。それをまとめたのが以下の表です。

大きく2つに分かれます。1つは2ページ目の少し太い字で書いてありますが、厚生年金適用事業所への在籍に関して関連資料があるもの、もう一方は3ページ目の下ですが、関連する資料がなくて、厚生年金の記録あるいは供述等々から推認、あるいは総合的判断をした場合の大きく2つに分かれるわけです。後者は、いろいろな資料から推認、あるいは総合的判断をしたということで、年金機構における記録回復には乗りづらいのではないかと思います。1点目の関連した資料があるものについて中身を見たところ、薄いグレーの網が掛かっている部分は在籍証明書など、などというのは在籍証明書の他に人事記

録、労働者あるいは従業員名簿、社員台帳、職員原簿、従業員カード等々名称はいろいろありますが、そういう資料に基づいて当時事業所に在籍していたということと、いつからいつまで在籍していたという在籍期間について確認できるという事案です。そういう事案がこの網が掛かっているものでして、この網の部分合計すると、全部で29件あるという分析結果です。

4ページ目は同じような方法で船員保険について分析していますが詳細は省略します。もう一点については、いつからいつまで資格を認めるかという話と、もう一つは標準報酬月額をどのように認定するかという2つの点が必要になってくるわけです。標準報酬月額の認定方法について分析したのが5ページ目のイの表です。この表に書いてある通り、申立人の厚生年金保険の記録そのものから、標準報酬月額を確定できたものが左の方の4つの欄ですが合計29件ありました。その他に同僚の厚生年金の記録などから確定していったものが8件。それ以外の申立人や事業所からさまざまな提出された資料などから確定していったものが9件。どうにも確定できなくて1万円と認定したものが9件です。第三者委員会での判断はこのような方法で行っていたということです。

これについて表の下に「あっせん事案分析の小括」という欄があります。(2)に書いてある通り、私どもの第三者委員会で標準報酬月額の認定というのは、あっせん文に標準報酬月額を決めて記載する必要がありますので、できる限り何らかの方法で具体的な資料なり事実に基づいて極力確定していくという作業を行っています。それで何とかやっていくという内容ですが、制度上見てみると、年金額を実際に算出するに当たって、昭和44年11月1日以前の期間についてはインフレ等がありまして、現在の貨幣価値に直すとそのままでは給付の価値がないということで、一律1万円として計算されるという法令上の規定があります。それを踏まえると、私どもでは当時の標準報酬月額というものを書く必要があるわけですが、年金事務所あるいは年金機構で記録訂正をする場合には月額が何とか確定できるかどうかに関係なく、全ての場合に1万円と記録することで足りるのではないかというのが私どもの考えです。

先ほど言ったように(1)ですが、在籍証明書などから在籍していたことと、いつからいつまで在籍していたかという在籍期間が明確に確認できる場合があるということです。これらを踏まえると在籍証明書等によって在籍の事実と在籍期間が明確に確認できる場合には年金機構における記録訂正のベースに一応乗るのではないかというのがあっせん側の分析の結果です。

なお船保については一応分析があるわけですが、事例数が4件しかないということで、船保に関して何か分析的な結論を導き出すのは少し難しいと考えて特に記載はしていません。

もう一方の訂正不要は43件ありまして、その分析を行っていますのが6ページから7ページの表です。6ページの下ivの項目に、どういう理由で訂正不要になったかという判断内容の分析を行っています。要約を言うと、大まかにいって4種類の理由で訂正不要に

なっているというパターンがありました。1つは、この表の中では「外」という文字を書いているものです。7ページの一番下に注ということで改めて同じ内容を再掲しているものです。「外」と書いてあるのは、旧厚生年金保険法の適用対象期間外の期間を申し立てているもの、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間ではない期間について申し立てているものがあります。多くの場合は19年10月以前の期間、労働省年金保険の時代についての申し立てであります。

パターンの2つ目としてマル1と書いてありますが、旧厚年法59条2の適用にならないものということで、具体的にはマル1に出てきますが、法令上は陸海軍に徴集または召集されたものということで、強制的に軍隊に入れられた方が対象になっているわけです。志願兵として軍隊に入営された方についてはこの旧法59条2の対象にならない解釈だということです。それを踏まえて非あっせんになっているというのがパターンの2、マル1です。

3つ目のパターンとしては、確かに働いていたし、軍歴証明書もあるが、その事業所が厚年適用事業所ではなかった場合はパターンのマル2に書いてあるものです。最後にその期間については旧陸海軍の共済組合の加入期間であったということが判明したという場合です。船保についても4パターンのうちのどれかについて、非あっせんの場合は該当しているというのが非あっせん側の分析結果です。

これを踏まえて、仮に記録回復基準のようなものをまとめるとどうなるかというのが8ページ目の4に書いてあります。対象事案として今回の特例の対象となる平成19年10月から22年の5月までの期間の厚年の申し立てで、軍歴証明書によって陸海軍に徴集あるいは召集されていた期間を確認できると。その期間のうち在籍証明書などによって適用事業所での在籍期間が確認できる事案が対象事案になるのではないかとということです。

先ほど説明した除外要件が4つありますが、除外要件として今説明したものが付くということです。それから先ほども出てきましたが、既に第三者委員会で訂正不要という判断が出ているものの再申し立てがある場合という要件を付けています。

5番目は、この基準に従って判断した場合に、これまでのあっせん事案のうち、どの程度がこの基準に乗るかというものです。あっせん事案55件のうち、今の4の回復基準案に該当するものが22件で約40%が乗るという内容です。

論点ということで幾つか書いてあります。船保をどうするかという件、軍歴証明書や在籍証明書については、第三者委員会で調査の中で取得していることが多いということで、必ずしも申立人から出されることはケースとしては多くないということがあります。もし年金事務所あるいは年金機構の側で回復するとすれば、その辺は第三者委員会に代わってしていただく必要があるということです。回復基準が少ない場合には、この回復基準と特例法あっせんの基準、特例法あっせんの対象になるようなものが混ざっている場合について、一部だけ記録回復するかどうかという点について今も一応論点として考えられるということです。私の説明は以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。大変古い60数年前の話が出てきました。一応検討会では粗ごなしはしたのですが、ご意見は何かありますか。どうぞ。

(梅村委員)

分析をしていただいて、事細かに説明をいただきましたので理解の面で非常に良かったと思います。資料3-1はこの前の検討会でも話が出ていましたが、もう少し検討会の方で練ってみたいというのが個人的な意見です。資料3-2は、軍歴証明書を取るのに相当時間がかかるというのが社会保険労務士の常識で、通常大体1年から1年半というのがあります。現在軍歴証明書を取ろうと思っても、相手というか当時の上司や同僚自体の存在がはっきりしない、亡くなっておられる方もある、場合によると、今私の手元にあるので言うと、本人が亡くなっていて、いろいろ申し立てをしたいが、その工廠に勤めていたことは分かるが、同僚にどういう人がいるかは家族では分からないので、結局店ざらしになっているということがあります。これを年金事務所で処理しなさいというと、いくら統一基準があるからといっても、統一基準をまとめるのに時間と知識が必要だと思います。今の徴集あるいは召集という言葉自体がはっきりしないというのもあります。一番困るのは、ある大手企業は在籍させていたが、中小企業の場合は退職させていたと。召集を受けた段階で退職になって在籍していないと。もっとひどいのは、戦災で工場自体がなくなって、それが期間内ではあるが、事業主等すら存在を探すのが大変だと。本社が平塚にあるはずだがというのとか、あるいは今は宙ぶらりんになっていますが、軍属で召集されているのだが、「成績が優秀なものである」という証明はあるのだが実際にその人が在籍した記録がないというのがあります。これを年金事務所で行うのは無理かなと。できれば機構の中にこのようなものの代表を1つの部署として設けて、そこで一括して処理するのが時間的にも人的にも妥当ではないかと考えます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。他にご意見はございませんか。前回の検討会でもそういうご意見が他の方からもあったと記憶しています。今の資料3-2の旧軍の関係の在籍に係る申し立てがあった場合には、例えば機構の中でまとめて検討するようなセクションができるのかできないのかを検討いただくというのはいかがですか。

(向山日本年金機構業務渉外部長)

業務渉外部長です。軍の関係ということで、機構に関連している業務として、旧令共済に加入している期間が確認できた方について、旧令共済は共済制度ですから受給権があればそちらに結び付くのですが、それが無い場合に、加入期間が短くて受給できない方に、特例的に厚生年金に加入していたとみなして額の加算をする制度があります。それに関し

ては軍属の場合の制度ですので、軍隊、工場等で働いていた期間があったかどうかを確認するという事務を一部行っているところです。今回は軍人を対象とした規定で、今まで機構ではそのようなことをまとめて行うところがなかったのですが、今回新たな回復基準を設けるとした場合に、どういうセクションがするかについて今後検討していきたいと思えます。在籍期間の確認については厚生年金の適用事業所であったかどうかという部分で、現場である程度確認していく必要があると思えます。軍の方については、今も申したように軍歴の確認は厚生労働省の社会・援護局になりますが、そこに確認するという事務は年金事務所では今まで全くタッチしていない部分ですので、私どもが行うということでもうまくつなげていけるのではないかと考えています。詳細はよく検討したいと思えます。

(磯村委員長)

要するに何とかまとめてつながりができそうだということですか。

(向山日本年金機構業務渉外部長)

この通りになるかどうかというのはありますが、この要件を具体的に運用していくに当たって、どこがやるかというのはある程度の方ではできていると思えます。

(磯村委員長)

旧令共済との裏腹になりますから、その辺はそのような方向でよろしく願います。

3-1の2条件の方ですが、今も提案がありましたように、これだけ難しい回復基準ができたとしても現場では難しいという感じが、前回の検討会でも確か出ていたと思えます。その辺も含めてもう一度検討した上で、改めて諮ることにはしたいと思えますがよろしいですか。次へいきます。

(榎本年金記録回復室長)

資料4-1、4-2です。紙台帳、コンピュータ記録の突合せということで資料を用意しております。機構の伊原記録問題対策部長からご説明します。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

資料4-1に基づき説明します。本件に関しては以前検討会でも1度議論しています。時間の都合もありますのでポイントをご説明します。3ページの審査基準の効率化についてご説明します。現在全国29拠点で毎日作業をしています。作業をしていく中で、もう少しこのようにすれば審査の正確性を維持しながらも効率的にできるのではないかと提案や要望を整理したものです。1つは厚生年金や船員保険、いわゆる職域保険における種別コードの見直しです。現在、職域保険については「記録年月日」と「標報」と「種別」の3項目について一致しているか、一致していないかというチェックをしています。「種別」

に関して、基金の突合せを除いて年金額に影響があるのは坑内員かどうかという点だけです。ところが、現在はそれ以外の要因、男とか女とか4種についてもチェックを行い、その結果を入力しています。これは作業的にあまり効率的ではないのではないかという声が現場からありました。対応案としては、給付額に影響がある坑内員か坑内員以外かのチェックを行い、それ以外については審査対象外にしてはどうかと考えています。

次に、3ページの下の国民年金の記録についてです。国民年金の記録の中で12ヶ月、いわゆる1年度分が全部納付になっている、完納というコンピュータ記録については紙台帳と突合せをしても、これ以上長くなることはあり得ないわけです。そうした場合に1つ1つ紙台帳と突合し、紙台帳が11ヶ月だったら不一致にするのかということ、これも作業の実益があまりないと考えられますので、紙台帳の記載を確認することなくみなし一致としてはどうかと考えています。

4ページの事例をご覧ください。4-1の参考という資料、参考の参-10をご覧ください。紙台帳も連名簿とあって、1枚の紙に複数の方の記録を並べて書いている例があるわけですが。当時の人が横着をしたかどうか分かりませんが、チョンチョン(〃)を記入して上の欄の人と同じという形で書いている例が多数見られます。参-10でいきますと、これは取得年月日が昭和28年の4月1日であり、同じ日に入社したということが窺われることから、同じ日であるというように評価して運用しています。現在マニュアルでは、上の日付と同じものとして扱えとなっているわけです。

難しいケースは次のページで参-11です。カラーだと見やすいのですが白黒で見にくくなっています。2番目に35の、次が修正して3になっていて、昭和35年3月1日と修正されています。この方の場合は、Bの欄の方にチョンチョンが付いていますが、これは昭和35年の3月1日なのか昭和35年の5月1日なのかを非常に迷うケースです。実はこのケースはよく見ると、上に取得年月日の訂正があり、「55取得年月日訂正」と書いてあります。55のところはちょうど枠が掛かった欄で、55の欄が修正されているわけです。この方の場合は1回記録を書かれて、チョンチョンも書かれた上で、後で55番の方について取得年月日が訂正されたということです。Bの方は3月1日ではなくて5月1日が正しいようです。実はこのように書かれている例もあれば、書かれていない例もあり、どれが正しいかが分からない場合が結構あります。

次の具体例の2です。参-12をご覧ください。この欄の場合には、一番上に昭和36年10月、「36.10」、Cの欄に「36.8」と書かれていて、あとは省略されています。チョンチョンも書かれていないケースです。このような場合に36年10月と考えるのか、36年8月と考えるのか悩むわけです。A、B、C、D、Eと、左側の欄の被保険者氏名のところに書かれています。これについてよく調べてみると、Aの方は10月1日、Bの方は10月1日、Cの方は8月1日、Dの方は8月1日、Eの方は10月1日というように、10月と8月がチャンポンになっています。そういうことで、本来1人1人の記録というのはその場で省略をせずにきちんと書いていただくべきだったと思うのですが、今となっては、これを突合

せの現場で1つ1つ確認しながら作業をすることは現実的に難しい状況になっています。

本論の4ページをご覧ください。具体例の1で、表の途中で訂正されているケースの扱いについては、対応案のところにあるように、チョンチョンについては上段の記載に基づき判読することを基本としながら、上段の記載が訂正されている場合については、誤った突き合わせを避けるために、本人から調べてくれという申し出があったケースを除いては、事跡を残して一致とみなして突合せの対象外とする。ある意味でどちらかはっきり分かりませんので、事跡を残すという対応をコンピュータ上したいと考えています。

具体例の2は日付に係る記載を省略しているケースです。このような場合に、空欄については記入者の意思が必ずしも明確ではなく、一律のルールを定めることが非常に難しいことから、誤った突き合わせを避けるために、本人から申し出があったケースを除いてはよく分からなかったという事跡を残して、一致とみなして突合せの対象外にしてはどうかと考えています。

最後に法改正に伴う標準報酬の改定記録の例です。参-18、参考資料の18ページをご覧ください。厚生年金保険法の改正で標準報酬の上限が引き上げられた場合に、紙台帳上の、参-18にあるように「年法改40年5月」という形で、具体的な記載がなされているのが本来の姿です。参-19、次のページをご覧ください。このように34年10月と35年10月の間に1本線を引いて、上のところに「法改」と書かれています。ここで法律改正の手続きをしましたと、一応紙台帳上に痕跡が残されているケースがあります。こうした場合にこれを法律改正に関する記載と見るのかどうかということです。東京や大阪の幾つもの事務所で実際にこのような例が確認されています。はっきり事例として見受けられますので、これについては法律改正があった記録が紙台帳上に明記されていると解釈をして、このまま法律改正の記録として突合せを実施していきたいと考えています。以上が突合せについての基準の効率的な作業をするための見直しです。

資料4-2をご覧ください。もし、このような見直しがよいということであれば、実施要領の改正をしたいと考えています。実施要領の改正は今まで3回行ってきましたが、久々なので実施要領とは何かご説明するように委員長からお話がありました。資料4-2にA4の1枚紙で書いています。紙台帳とコンピュータ記録の突合せについては、29拠点で統一的に実施されなければなりません。今までの過去の記録問題で、それぞれの拠点ごとに扱いが違っていたり、曖昧なままそれぞれの担当者が判断することがあってはいけないということで、今回厚生労働大臣から機構の理事長あてに基本的な方針を定めて、それに基づいて1件1件年金局の承認を得て行う仕組みになっています。実際に全ての作業を始める前に全てが分かっていたわけではありませんので、突合せ拠点で新しい課題が把握されたら逐次見直しをしていくことになっています。

具体的には作業手順、一致、不一致、みなし一致等の取り扱いの点で見直しを行って、今回は4回目の改正になります。具体的な改正内容として、アンダーラインにある作業手順については、受給者の種別についての一部の省略を行う。みなし一致等のケースに関し

ては、例えば国民年金について年度全ての月が納付となっているケースはみなし一致と扱う。このような中身の改正を行いたいと思っています。以上が突合せ基準です。

次に、資料4-1に戻って9ページです。2か月に1度突合せ事業の進捗状況を報告するというので、5月末現在の突合せの進捗状況を整理しています。審査結果の欄ですが、全体で審査を開始した件数は1,000万件を超えています。審査終了件数は機構職員まで審査を終えたものが400万件、受託事業者で審査が終了したものが799万件で約800万件です。その中で一致件数が約758万件、不一致件数が40万件です。年金回復見込額で増額になる可能性のある方が2万3,700人、そのうち本人に通知を発送した方が2万2,855人です。受託事業者段階の数字はもっと新しい数字が取れました。7月1日現在の審査終了件数は980万件で、通知の発送件数は7万1,000件という状況です。最近は通知の発送件数が毎週1万件ぐらいという状態になってきました。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。記録問題にご意見やご質問はありますか。どうぞ。

(梅村委員)

説明が一部省略された感じですか。参考資料の12と13以下等で、Dが8月1日で、Eが10月1日と。それはオンラインの記録ではそうなっているという意味だと思いますが、オンラインの記録はどこから出てきたのかというところが、説明しにくいかもしれませんが、できればお願いしたいと思います。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

オンラインの記録自身はその時々に進達されてきた内容となっています。

(梅村委員)

進達されたというのは、当時の社会保険事務所から進達ということになると思います。元帳と違いが出ているというのは、原因を今からつかむのは難しいが、想像としてどうですか。被保険者台帳の点々が8月1日だというのは、その月その月の報告から転記しているからオンラインの方はそうなるのだと思いますが、その辺は誤解があるといけないので。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

基本的には紙台帳から進達されているというのが現実だと思います。ただ、12ページで言いたかったのは、この紙台帳の場合にはチョンチョンも打たれていないし、日付が書いてないわけです。そういう意味で、今となってはオンラインの記録以外に確認する手段がなく、本人から違うという申し出があればもう一回調べることができるのですが、我々の方でこれ以上のデータというのは持ち得ていないので、残念ながらこれ以上は難しいと

思っています。

(梅村委員)

お聞きしたかったのは、本人が申し立てればもう一回きちんと調査する心構えがあるということですか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

もちろんそのようにします。コンピュータ上にも、ここはよく分かっていないという形の事跡を残します。本人から10月ではなくて8月だったという申し立てがあれば、当然ご意向を踏まえて調べることになります。

(磯村委員長)

よろしいですか。他には、どうぞ。

(稲毛委員)

少し重複する部分がありますが、これまで何回かにわたって紙コンの、どうしたらいいかという点について検討してきたわけです。みなし一致と一言で済まされるものに大きく種類が出てきている。資料4-2に書いてあるように実質的に一致しているもの、見たところで結局変わらないので見るのを省略したというみなし一致と、そもそも判読不能で、突合したところでどちらが正か分からないので放置したもの、その差を表すのが事跡になるのだと思います。今後も進めるに当たって、みなし一致のいろいろなバリエーションが考えられると思います。そのカテゴリズ、および、みなし一致の種類によっては今後の活用の仕方や、今後お客さまからヒントをいただければその後が分かるかもしれない記録、具体的には判読不能等で突合せを断念したものについてどのように活用していくのかというのが今後の課題として残ります。また、それをあぶり出すこと、記録が合っているかどうかという単純な機械的突合せ以外にこういう問題が残ったので、年金事務所に来た場合はこれをフックに記録探しをしてくださいというところまでできて初めて、紙コンの醍醐味が出てくるのではないかと思います。今後みなし一致の取り扱いについて、どのようなものが出てきているかを常に整理しながら行っていただければと思っています。

(磯村委員長)

どうぞ。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

これについては以前検討会で岩瀬委員からご指摘をいただいたことがありました。みなし一致については、具体的にどのようなケースがあるのか、こういう運用をしているとい

うことを年金事務所にきちんと周知してマニュアルという形を取るのか、具体的な指示依頼という形を取るのかを整理したいと思います。こういう案件についてお客さまから事務所に申し出がある場合には、このように対応してほしいということを周知したいと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。他に、どうぞ。

(齋藤委員)

現在の問題ではなくて今後のことをご検討いただきたいと思いましたが、チョンチョンの頃というのは、チョンチョンで必ず間違いようがないと思って使っていたと思うのです。それと同じように元号というのは、昭和を使っていたときは昭和以外に考えられないで書いていた。今は平成も23年になり、昭和と平成が分かりづらくなってきました。また、これからどういう元号になっていくか分かりません。誰が見ても分かるようにするという意味では、ある時に西暦に統一するとか、誰もが間違えないような工夫をしないと、将来何十年かたったときに、また問題が出てくるのではないかと気にしています。

(磯村委員長)

ありがとうございました。どうぞ。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

まず一つだけ申し上げたいのは、今は紙台帳を使っていませんので、以前申し上げたように間違いは前に比べればなくなっていると思います。ただ、今ご指摘のように西暦で統一するべきなのか和暦でやるのかという扱いについては、私だけで今判断するわけにはいきません。今いただいたご指摘も踏まえて、どうやったらミスを少なくできるかをよく考えたいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

発送状況で戻りの状況まで分かるようになってきて、記録訂正だと戻ってくる率が30%程度、記録判明でも50%を切るぐらいの戻り率だと思います。これが今も処理が進んでいる中なので、最終的な戻り率が30%、50%になるのか、もう少し高くなるのかというのがあると思います。過去、費用対効果について議論をしたときは、単純な不一致率で基本的には費用対効果を議論するという枠組みになっていたと思います。実際にここでお客さま

からの戻り率がこの率だとすると、費用対効果が結局 30%の戻り率ということは、コストが3倍掛かっていることとイコールになってくるわけです。歩留まりが 30%ということですから。そういう意味で仕上がりの数字がどうなっていくのかというのは、今はまだ途中かもしれないですが見通しと、あとは費用対効果の枠組みには戻り率。さらに回答が来たからこれで案件として終わりかという、不思議なことを書いてきてくださるお客さまもいて、そこからまた長くなっていく場合もあるわけです。そういうところも含めて費用対効果というところで、若干発送状況の戻りについても今後検討をしていただきたいと思います。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

お客さまの回答率については、サンプル調査の例でいくと4人に3人の方は返されるのではないかと思います。ただ、今三木委員からご指摘がありますように、2万 2,855 に対して 8,250 となっている原因は、4月末までは毎週 1,000 通ぐらいしか通知を出せなかったのですが、5月に入っていろいろな対策の成果が上がってきて、毎週 3,000、5,000、7,000 と週ごとに上がってきました。5月末の結果だけを見ると、直前に送ったものがいっぱいあるので回答が少ないというのが原因だと思います。最終的に見込みでは7割から8割ぐらいではないかと考えています。

(磯村委員長)

よろしいですか。他にはございませんか。一応このような処理基準という改訂になるのですか。ということで、委員会としては同意申し上げるということでよろしいですか。ありがとうございます。

次へいきます。

(榎本年金記録回復室長)

続いて数字のご報告をいたします。資料5の5,000万件の解明状況の直近のデータです。機構の伊原記録問題対策部長からご説明します。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

これは3か月ごとに発表している未統合記録の解明状況です。6月時点の数字で、統合済み記録が1,584万件で、3月末時点から21万件ほど増えています。一番着目しているのは、今後さらに解明を進める記録の973万件ですが、これは3月末から3万件減少しています。ただ、3万件ということで相当硬い岩盤にぶち当たってきているという感じです。現在これについては紙コン事業で見つかる方もいますので、それを検討しています。最終的にはねんきんネットを使った検索も考えていくべきではないかと思っております。

(磯村委員長)

ありがとうございました。資料5の関係はよろしいですか。次へいきます。

(榎本年金記録回復室長)

厚生年金基金の突き合せの関係で2点ご報告します。まず、渡辺企業年金国民年金基金課長が資料6-1をご説明します。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

資料6-1に沿って、これは四半期ごとにご報告しているものです。厚生年金基金598基金と企業年金連合会分の22年12月末時点の突き合せ状況です。資料6-1の真ん中の「今回報告」というところをご覧ください。今回平成22年12月末時点で、対象人数が3,744万人のうち記録整備が完了した人数は3,406万人で91%です。その下にそれぞれ内訳、一致した人数と訂正した人数を書いています。記録整備中の人数は338万人で9%、いずれも記録整備の完了の方が次第に多くなっている状況です。その下の厚生年金基金の対象人数のうち記録整備が完了した人数の割合は、今回報告では85.1%、また、企業年金連合会については92.7%です。2枚目はその詳細です。3枚目の別紙2のグラフですが、突き合せの記録、完了割合別の基金数を載せています。全体として右側の今回報告の方が、完了の割合が高い基金が増えているということです。なお、ここにゼロ%のところが一基金ありますが、ここも現時点では既に着手しています。以上です。

(榎本年金記録回復室長)

続いて資料6-2を機構の井上事業企画部長がご説明します。

(井上日本年金機構事業企画部長)

資料6-2に沿って日本年金機構の方で実施している作業の実施状況についてご説明します。国の被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業は今渡辺課長がご報告しました通り、基金もしくは連合会サイドで突合せをしているわけです。そのうち不一致なものとして機構に調査依頼があったものを、第1次審査ということで、機構が管理している紙台帳等と突き合わせる作業をしています。その作業の実施状況です。これは今年の5月末までに基金サイドから調査依頼があったものということで、その受付件数は表の左下のところで、302万631件で300万件を少し超えたという状況です。この第1次審査が終わったものは、この表の上の横に細長い欄がありますが、第1次審査終了が計121万9,320件で、受け付けたもののうち約4割について審査が終了している状況です。この1次審査終了の件数については前回ご報告した3月末の時点では約90万件でしたので、4月、5月の2カ月間で30万件ほどの審査をさらに終えたということです。その結果、紙台帳等が国のオンライン記録と一致して、国の記録が正しいのではないかとということで、基金に返したものが

左から2つ目の欄で、国の記録を「正」として基金等に回答ということで、これが107万9,000件です。国の記録の方が誤っているという確認結果を基金等に回答したものが、左から4つ目の欄で4万8,172件です。そのうち記録の訂正まで終わっているものが4万3,000件余りという状況です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。ご質問はございませんか。

私から1つだけです。国の調査も基金の調査も、ともにこのようなことで困ったというケースはあまりないのですか。これが1つです。それから、どういう間違いが種類としては多いのでしょうか。単純な間違いばかりなので、別に委員会で報告するほどのこともないということならそれでいいのですが、その辺はいかがですか。

(井上日本年金機構事業企画部長)

1つ課題になっているのは、困ったケースというか、処理方法がいまだに定まっていなくて、どうするかということで年金局に相談しているケースです。国の記録では基金に入っていた期間について、基金の記録では基金に入っていない、また、その逆で国の記録では基金に入っていないのだが、基金の方では入っていることになっている、いわゆる厚生年金の種別相違のケースです。こういう場合について、どのような扱いにするかと、この扱いは整理する必要があると思っています。機構としてはこのように整理したらいいのではないかという考え方も整理した上で年金局と相談しています。まだ方針が定まっていないので、これを早く定めていただくとありがたいと思っている案件があります。今、まだ方針が定まっていなくて困っているものとしてはそういうものがあります。

あともう一つは何でしたか。

(磯村委員長)

典型的な間違いのケースです。

(井上日本年金機構事業企画部長)

それについては現在整理できたものがないので、現場からデータを得て……

(磯村委員長)

基金の解散の数がだんだん増えてきて、将来に向かって再発防止などをする必要がないのかもわかりませんが、間違いの中身によっては、現在の基金に対して将来に向かってこのような間違いが多いから気を付けてくださいというPRの必要がある材料があればまとめてみてください。

(井上日本年金機構事業企画部長)

全数について調査をするのはなかなか難しいと思うので、サンプル的に一定数を取ってみて、どういうものが多いかを分析することは行いたいと思います。

(磯村委員長)

それに関連して、基金の加入員から訴えがあったときにどこへ持っていけばいいのか、これは前から懸案になっていたと思うのですが。その辺も併せて基金の将来の誤り、訴えがあった場合の対応、この辺も考えておいていただく必要があるのではないですか。次回以降で結構です。

(榎本年金記録回復室長)

次回に向けて整理をして、先生方ともご相談した上でお諮りしたいと思います。

(磯村委員長)

次へいきます。

(榎本年金記録回復室長)

資料7です。年金事務所段階での記録回復の状況のデータを機構の井上事業企画部長からご報告します。

(井上日本年金機構事業企画部長)

資料7です。年金事務所段階における記録回復の状況について直近のデータをご報告します。1ページの総括表ですが、一番上の列が21年12月末ということで日本年金機構が発足する直前の時点でのデータです。その時点で1,731件の記録回復が年金事務所段階で行われているということです。その次の列は最新のデータで、今年の5月末現在の累積で5,016件です。従って機構が発足してから何件増えたかということ3,285件ですので、機構発足前の件数と比べた場合にかなりの件数の回復が進んでいるということです。5,016件の内訳は、厚生年金が3,491件、国民年金が1,525件です。

2ページ目は機構が発足した22年1月以降の各月の回復件数を表にしたものです。一番左の合計の欄を見ると、22年10月から月当たりの回復件数が200件を超えて、200件台から300件台という件数で回復が進んでいます。

3ページ目は国民年金の短期間の申し立てです。短期間というのは2年以下の空白期間についての申し立てのケースです。脱退手当金に係る申し立てについての記録回復状況について特に整理しました。平成21年の12月に新たに国民年金の短期間の申し立てと脱退手当金の回復基準ができて、実際にそれがどのように現場で処理されているかを見るために整理したものです。

国民年金の短期間の申し立ての方です。これは申立期間が1つで、かつ、2年以下のものということですが、昨年5月以降の状況です。昨年の5月から今年の5月末まで、1年ちょっとの間のもので、その期間において処理しなければいけない申し立ての件数が6,803件あり、そのうち675件が年金事務所段階での記録回復に結び付いたと。第三者委員会に送ることになったものが5,609件、取り下げが247件、確認中が272件で、申し立てのうち1割程度が、年金事務所段階での回復に結び付いている状況で、内容確認中は272件なので、処理が滞留している状況にはなっていないと見ています。

2つ目が脱退手当金に係る申し立てです。6,329件の申し立てのうち、事務所段階で回復できたものが218件、第三者委員会に送付したものが5,774件です。国民年金の場合と比べると、年金事務所で回復した率が低くて3.4%程度です。脱退手当金の場合は、相対的に要件を満たすのが難しいということが反映されていると考えています。

4ページ目です。これは記録回復の申し立てがあった場合に、年金事務所では記録回復基準に該当するかどうかを確認して、記録回復基準に該当しない、年金事務所段階では回復できないと判断したものは第三者委員会に送付するわけです。第三者委員会に送付した後に、これはやはり年金事務所段階で回復できるのではないかとということで、送り返されるケースが一部あるということです。そういうケースが何件ぐらいあるのかというものを、機構発足後の平成22年1月から今年の5月までの件数で見たものです。そういうことが判明した件数が左上で185件あったということです。それも2種類に分かれまして、該当する記録回復基準の設定前に送付したものと、それ以外の理由によるものがあります。第三者委員会に送付する時点ではまだ基準ができていなかった、第三者委員会に送った後に基準ができたので送り返されたというものがあり、それはある意味でやむを得ないと考えられるものだと思います。

それ以外の理由によるものですが、158件[135件]と書いてありますが、これは上記以外の理由によるものの中に、厚生年金の遡及訂正事案のあっせん事案で、第三者委員会であっせんされた事案の同僚事案に該当するというので回復できるのではないかとということで送り返されるものがあります。その際に同僚かどうかの確認というのは機構本部であっせん事案の同僚リストを作って、それを現場に送って確認するのですが、現場で審査をしている段階で、リストが届いていなかったというタイムラグのために確認できなかったものが一部含まれています。そういったものを除いた数字がカギ括弧の中の135件です。この135件は、気を付ければ第三者委員会から送り返されることなく、事務所で最初から回復できたのではないかと考えられるものです。このようなものをなくしていくことが大きな課題だと考えています。

5ページ目と6ページ目に2つ表があります。これは2つの期間に分けてこの件数を表示したものです。先ほどカギ括弧の135件が課題だと申し上げましたが、135件を2つの期間に分けています。平成22年1月から10月までという期間と、2つ目の表では11月以降の期間というように2つの期間に分けて表示しています。参考1の22年1月から10月ま

でというのは、前回公表したものと同じ数字で、これによると先ほどのカギ括弧の 135 件のうちの 86 件がこの期間に対応したものです。左上の数字です。カギ括弧の 86 件については大きく 2 つに分かれまして、記録回復可否確認票を作成したが確認結果に誤りがあった、これは年金事務所で記録回復の申し立てがあったときに、記録回復基準に該当するかどうか、1 つ 1 つ項目に該当するかどうかをチェックして、全てがイエスになったら回復というシートですが、これを可否確認票といいます。それを作成したのだが、チェックの仕方に誤りがあったというものが 21 件、可否確認票を作成しなかったというものが 65 件です。最初から記録回復基準に該当すると思わなかった、もしくは基準があることを知らなかったという理由で作らなかったというケースの方が少し多いという状況でした。基準があることを知らなかったというケースも 5 件あったということです。この間に記録回復基準についての研修など現場で徹底を図ってきたところです。

昨年 11 月以降の状況はどうかということで 6 ページの表をご覧ください。これを見ると十分改善されたとは言にくい数字です。カギ括弧で見ますと、この期間はそのような 49 件の事案があったということです。それが 2 つに分かれて、可否確認票を作成したが確認結果に誤りがあったというのが 34 件、可否確認票を作成しなかったというのが 15 件です。前のページと変化したところを見ると 1 つは点数自体で、1 か月当たりにも直しても若干減っているということです。49 件ありますので課題はまだまだあるということですが、ひと月当たりで見ると若干減っています。それから、そもそも可否確認票を作らなかったというものの割合は少なくなっていると、作成したが確認の結果に誤りがあったという方が多くなっています。ただ、作成しても結局誤りがあるとはいけないので、正していかなければいけないと考えています。なお、基準があることを知らなかったというものはゼロ件になっています。

このような状況を踏まえて、機構本部としてもなにがしかの対策を打つ必要があると考えています。1 つは、個別の事務所の対策ということで、このように第三者委員会から送り返された事案がある事務所が個別にどこの事務所かというのが分かっていますので、その個別の事務所において問題意識を持って、事務所長が中心になって問題意識を持って職員に周知を図っていく必要があると思います。ブロック本部からも事務所についての情報を提供して指導を徹底していくことをしたいと思っています。

2 つ目は全体的な対策です。先ほど基金でも同じような話がありましたが、どういうところが間違いやすいのかを、本部に間違えた事案を集めて分析して、間違いやすい事例集を作って、新たにできる回復基準の研修をやりますので、そのときに併せて、間違いやすい事例についての研修を全ての事務所を対象にやっていくと。このようなことを通じて、記録回復ができるのに第三者委員会に送ってしまうケースが生じないようにということに取り組んでいきたいと思っています。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かご意見やご質問はございますか。よろしいですか。

これで予定議事は全部終わりました。少し定刻を過ぎましたが次回の日程は8月9日火曜日です。節電酷暑のみぎりではありますが、曲げてご参集のほどをよろしく願いします。それまでの間に2回ほど粗ごなしの検討会をしたいと思っています。事務局からご案内しますので、ご都合のよろしい方はぜひご参加くださいますようによろしく願いします。皆さま、どうもありがとうございました。

(了)